

臨時株主総会

招集ご通知

開催情報

日時

2021年11月30日（火曜日）
午前10時

場所

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
東宝日比谷ビル6階 当社会議室

決議
事項

第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 第三者割当によるA種優先
株式発行の件

証券コード：2440

株式会社 **ぐるなび**

目 次

臨時株主総会招集ご通知	1
-------------	---

株主総会参考書類	4
電磁的方法による議決権行使のお手続きについて	27

証券コード 2440
2021年11月15日

株 主 各 位

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号
株 式 会 社 ぐ る な び
代表取締役社長 杉 原 章 郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々に謹んでお見舞い申しあげますとともに、医療従事者をはじめ最前線でご尽力されている方々に深謝申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染症対策として2021年4月に発出された緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置は、同年9月30日をもって全都道府県で解除されましたが、政府や都道府県知事から解除後も引き続き、感染拡大の防止のため、適切な対策を講じるよう強く要請されております。この状況を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施した上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、株主様と当社役職員の感染リスクを避けるため、本株主総会につきましては、できるだけ書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただけますよう、お願い申しあげます。

また、当社役員につきましても、感染拡大リスクの低減および会社の事業継続という観点から、本株主総会当日の健康状態にかかわらず、一部の役員のみのお出席とさせていただきます可能性があります。

株主の皆様におかれましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2021年11月29日（月曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。**

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、前頁の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネット等の電磁的方法による議決権行使の場合】

27頁から28頁に記載の「電磁的方法による議決権行使のお手続きについて」をご参照のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル6階
当社会議室

なお、感染拡大防止のため座席の間隔を広げる必要があることから、ご用意できる席数に限りがございますので、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、お願い申し上げます。

3. 目的事項

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 書面（郵送）とインターネット等の電磁的方法により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

以 上

◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、以下の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

<株主様へのお願い>

- ・本株主総会当日の新型コロナウイルスの感染状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、以下のウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

(<https://corporate.gnavi.co.jp/ir/stock/meeting.html>)

- ・会場受付付近で、株主様の検温を実施し、消毒液を配備いたします。また、ご来場の際は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・本株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
- ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における議案の詳細な説明は省略させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

以下に記載した理由により、定款を変更するものです。なお、本定款変更については、第2号議案「第三者割当によるA種優先株式発行の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、2021年12月10日にその効力が生じるものとします。

- (1) 取締役の任期を1年に短縮し、各事業年度内における各取締役の責任を明確にするものです。
- (2) A種優先株式を発行可能とするために、新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設等を行うものです。
- (3) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、自己株式の取得に係る規定の統合および剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする規定の新設等を行うものです。
- (4) 株主総会の運営について柔軟な対応を可能とするため、代表取締役社長に事故があった場合には、他の取締役に加え、取締役以外の執行役員（株主である者に限る。）が、株主総会の議長を行えるよう変更するものです。
- (5) その他、上記に伴う号数の繰り上げ、体裁を整えるための表記ゆれの訂正を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) 条文省略 (12) 飲食店の経営、企画、運営及び管理</p> <p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、184,000,000株とする。</p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(11) 現行通り (12) 飲食店の経営、企画、運営および管理</p> <p>第6条（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数） 当社の発行可能株式総数は、187,400,000株とし、普通株式の発行可能株式総数は184,000,000株、<u>A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,400,000株とする。</u></p>

現 行 定 款

変 更 案

第7条（単元株式数）
当社の単元株式数は、100株とする。

第9条（自己株式の取得）
当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第10条（株主名簿管理人）
（条文省略）

第11条（株式取扱規則）
（条文省略）

（新 設）

（新 設）

第7条（単元株式数）
当社の普通株式の単元株式数は100株とし、A種優先株式の単元株式数は1株とする。

（削 除）

第9条（株主名簿管理人）
（現行通り）

第10条（株式取扱規則）
（現行通り）

第2章の2 A種優先株式

第10条の2（A種優先配当金）
当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき第2項に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（第3項に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。

2. ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。ただし、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。

3. ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本項において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金および普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

4. 当社は、A種優先株主等に対して優先配当金および累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロもしくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当については、この限りではない。

現 行 定 款

変 更 案

(新 設)

第10条の3 (残余財産の分配)

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、第2項に定める金額を支払う。

2. A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日(以下「残余財産分配日」という。)における償還価額(第10条の5第2項に定義する。ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。)に相当する金額とする。

3. A種優先株主等に対しては、前2項の定めによるもののほか残余財産の分配を行わない。

(新 設)

第10条の4 (議決権)

A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

2. 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

(新 設)

第10条の5 (金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))

A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求(以下「償還請求」という。)することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日(以下「償還請求日」という。)における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、第2項に定める金額(以下「償還価額」という。)の金銭を交付する。なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選または償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(新 設)

2. A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金および償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（第1号に定める。）とする優先配当金日割計算額（第2号に定める。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

（1）「日割計算基準日」とは、償還請求または第10条の6に定める強制償還に従ってA種優先株式を取得する日をいう。

（2）「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。ただし、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。

第10条の6（金銭を対価とする取得条項（強制償還））

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思にかかわらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（ただし、第10条の5第2項に定める償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部または一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選または比例按分により当社の取締役会において決定する。

現 行 定 款

変 更 案

<p>(新 設)</p>	<p>第10条の7 (株式の分割、併合等) <u>当社は、A種優先株式について株式の分割または株式の併合を行わない。</u></p> <p>2. 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>3. 当社は、A種優先株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。</p>
<p>(新 設)</p> <p>第12条 (招集) (条文省略)</p>	<p>第10条の8 (譲渡制限) <u>譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。</u></p> <p>第11条 (招集) (現行通り)</p>
<p>第13条 (定時株主総会の基準日) (条文省略)</p>	<p>第12条 (定時株主総会の基準日) (現行通り)</p>
<p>第14条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第13条 (招集権者および議長) 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役または当社の株主である執行役員がこれに代わる。</p>
<p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (条文省略)</p>	<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) (現行通り)</p>
<p>第16条 (決議の方法) (条文省略)</p>	<p>第15条 (決議の方法) (現行通り)</p>
<p>第17条 (議決権の代理行使) (条文省略)</p>	<p>第16条 (議決権の代理行使) (現行通り)</p>

現 行 定 款

変 更 案

(新 設)

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

第27条 (取締役の責任免除)

(条文省略)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第36条 (監査役の責任免除)

(条文省略)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第37条 (会計監査人の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い金額とする。

第17条 (種類株主総会)

第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこれを準用する。

2. 第13条、第14条、第15条第1項および第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。

3. 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。

第20条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

第27条 (取締役の責任免除)

(現行通り)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第36条 (監査役の責任免除)

(現行通り)

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第37条 (会計監査人の責任限定契約)

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、2,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が定める額のいずれか高い金額とする。

現 行 定 款

変 更 案

第39条（剰余金の配当の基準日）
当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（新 設）

（新 設）

第40条（中間配当）
当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第41条（配当金の除斥期間）
 （条文省略）

第39条（剰余金の配当等）
当会社は、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

2. 当会社は、毎年9月30日または3月31日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当を行うことができる。

3. 前2項のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または登録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。

（削 除）

第40条（配当金の除斥期間）
 （現行通り）

第2号議案 第三者割当によるA種優先株式発行の件

本議案は、会社法第199条の規定に基づき、下記に記載の要領にて、SMBCCP投資事業有限責任組合1号に対する第三者割当により募集株式（A種優先株式）を発行する件（以下、「本第三者割当増資」といいます。）についてお諮りするものでございますが、A種優先株式の発行が会社法上の有利発行に該当すると判断される可能性が完全には否定できないことから、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、A種優先株式の効力発生は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案とおり承認可決され、かつ第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件とします。

I. 募集株式の内容

1. 株式の名称

株式会社ぐるなびA種優先株式

2. 募集株式の数

3,400,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき500円

4. 払込金額の総額

1,700,000,000円

5. 増加する資本金の額

850,000,000円（1株あたり250円）

6. 増加する資本準備金の額

850,000,000円（1株あたり250円）

7. 払込期日

2021年12月10日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、SMBCCP投資事業有限責任組合1号に全てのA種優先株式を割り当てます。

9. 剰余金の配当

(1) 優先配当金

当社は、剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下A種優先株主と併せて「A種優先株主等」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下普通株主と併せて「普通株主等」という。）に先立ち、法令の定める範囲内において、A種優先株式1株につき下記(2)に定める額の剰余金（以下「優先配当金」という。）の配当を行う。但し、当該剰余金の配当に係る基準日が属する事業年度と同一の事業年度に属する日を基準日として、当社が当該剰余金の配当に先立ちA種優先株主等に対して剰余金の配当（下記(3)に定める累積未払優先配当金に係る剰余金の配当を除く。）を行ったときは、かかる剰余金の配当の合計額を控除した額の剰余金の配当を行う。

(2) 優先配当金の額

ある事業年度におけるA種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額とする。但し、2022年3月末日に終了する事業年度については、払込期日（同日を含む。）から2022年3月末日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算を行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。

(3) 累積条項

ある事業年度（払込期日が属する事業年度においては、払込期日（同日を含む。）から当該事業年度の末日（同日を含む。）までの期間とする。以下本(3)において同じ。）に属する日を基準日としてA種優先株主等に対して行う1株当たりの剰余金の配当の総額が、当該事業年度に係る優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積する。なお、当該計算は、1年を365日とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。累積した不足額（以下「累積未払優先配当金」という。）については、当該翌事業年度以降、優先配当金及び普通株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A種優先株主等に対して配当する。なお、複数の事業年度に係る累積未払優先配当金がある場合は、古い事業年度に係る当該累積未払優先配当金から先に配当される。また、かかる配当を行う累積未払優先配当金相当額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てらる。

(4) 非参加条項

当社はA種優先株主等に対して優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当については、この限りではない。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主等に対して、普通株主等に先立って、A種優先株式1株当たり、下記10.(2)に定める金額を支払う。

(2) 残余財産分配額

A種優先株式1株当たりの残余財産分配額は、残余財産の分配が行われる日（以下「残余財産分配日」という。）における償還価額（下記12.(1)に定義する。但し、下記12.(2)に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「残余財産分配日」と読み替えて計算する。）に相当する金額とする。

(3) 非参加条項

A種優先株主等に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

11. 議決権

(1) A種優先株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において、議決権を有しない。

(2) 当社が、会社法第322条第1項各号に定める行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

12. 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

(1) 償還請求権の内容

A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。この場合、当社は、A種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該償還請求の日（以下「償還請求日」という。）における会社法第461条第2項所定の分配可能額を限度として、法令上可能な範囲で、当該償還請求の効力が生じる日に、当該A種優先株主等に対して、下記12.(2)に定める金額（以下「償還価額」という。）の金銭を交付する。

なお、償還請求日における分配可能額を超えて償還請求が行われた場合、取得すべきA種優先株式は、抽選又は償還請求が行われたA種優先株式の数に応じた比例按分その他の方法により当社の取締役会において決定する。

(2) 償還価額

A種優先株式1株当たりの償還価額は、500円に、累積未払優先配当金及び償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日（以下に定義する。）とする優先配当金日割計算額（以下に定義する。）を加えた金額とする。なお、A種優先株式1株当たりの償還価額に、A種優先株主等が権利を有するA種優先株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

- ①「日割計算基準日」とは、償還請求又は強制償還（下記13.に定義する。）に従ってA種優先株式を取得する日をいう。
- ②「優先配当金日割計算額」とは、日割計算基準日の属する事業年度の末日を基準日として支払われるべき優先配当金の額に、当該事業年度の初日（同日を含む。）から日割計算基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日として日割計算により算出される金額（除算は最後に行い、円位未満は小数点以下第4位まで算出し、その小数点以下第4位を四捨五入する。但し、当該事業年度における日割計算基準日より前の日を基準日としてA種優先株主等に対し剰余金を配当したとき（当該事業年度より前の事業年度に係る累積未払優先配当金の配当を除く。）は、その額を控除した金額とする。）をいう。

(3) 償還請求受付場所

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号 東宝日比谷ビル6階
株式会社ぐるなび

(4) 償還請求の効力発生

償還請求の効力は、償還請求書が償還請求受付場所に到着した時又は償還請求書に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」という。）の到来をもって、A種優先株主等の意思に拘わらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（但し、上記12.(2)に規定する償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算する。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができる（この規定によるA種優先株式の取得を「強制償還」という。）。なお、一部取得を行うにあたり、取得するA種優先株式は、抽選又は比例按分により当社の取締役会において決定する。

14. 株式の併合又は分割等

- (1) 当社は、A種優先株式について株式の分割又は株式の併合を行わない。
- (2) 当社は、A種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種優先株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

15. 譲渡制限

譲渡によるA種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

II. 募集の目的及び理由

1. 本第三者割当増資に至る経緯及び目的

当社は創業来、飲食店に対し販売促進領域を中心とした多様な経営支援サービスを提供し飲食店の売上拡大・業務効率向上等に貢献すると同時に、消費者に対しては日々の「食」をより一層楽しく満足度の高いものにするための情報・サービスの提供に取り組んでおります。昨年来、新型コロナウイルス感染症の影響により、当社サービスの対象である外食市場においては、消費者の外食需要が低迷し飲食店の売上が大幅に減少する等、極めて厳しい状況が続いております。また同時に、新型コロナウイルス感染症による当社業績への影響も大きく、資金繰りの悪化等を背景とした加盟飲食店の退会や契約金額の減額が高水準で発生したこと、消費者によるネット予約利用の減少等を主因とし2021年3月期の連結業績は売上高が前期比47.7%減の161億円、営業損失が74億円、親会社株主に帰属する当期純損失が97億円と極めて厳しい結果となりました。また財務面においても、自己資本が2020年3月末の192億円から2021年6月末で79億円まで毀損し、現預金残高も同じく116億円から55億円まで減少しております。

このような状況の中、当社は、外食産業の復興と持続的な発展に寄与し、ひいては当社の中長期的な企業価値を向上していくことを目指し、実現に向けた具体的な課題として、①中核事業である飲食店支援事業の強化、②新規ビジネスの創出に注力することを掲げております。そして、これらの課題への取り組みの推進力や実効性を高めるため、2021年8月25日付「資本業務提携契約の締結、第三者割当による新株式の発行、資本金等の額の減少等に関するお知らせ」（以下「8月25日付お知らせ」といいます。）で公表したとおり、楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）との間の資本業務提携契約の改定、株式会社SHIFT（以下「SHIFT」といいます。）との間の資本業務提携契約の締結、また楽天、SHIFTのほか、滝久雄氏、杉原章郎氏、株式会社エクス・ブレインを割当先とする普通株式の第三者割当増資により、資本業務提携先各社との強力な協業体制の構築を進めております。

一方で、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せず、業績への影響の長期化が懸念される中において、従来、自己資金を充当してきた運転資金や既存事業に係る設備資金の確保も重要であるとの認識から金融機関等と継続的に協議を行ってきたところ、当社取引銀行である株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）の子会社であり、また本割当予定先の業務執行組合員である株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ（以下「SMBCキャピタル・パートナーズ」といいます。）よりA種優先株式の引受けについての提案を受領しました。SMBCキャピタル・パートナーズは、当社取引金融機関の子会社であり、当社の経営理念や事業方針のほか、当社の中長期的な企業価値向上の基盤となる運転資金及び既存事業に係る設備資金を確保するという本第三者割当増資の趣旨についても深く理解を頂いたことから、当社は、8月25日付お知らせで公表したとおり、2021年8月25日付でSMBCキャピタル・パートナーズとの間で、第三者割当の方法によるA種優先株式の発行に関する基本合意書を締結し、その後、2021年10月4日付「第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更並びに資本金等の額の減少に関するお知らせ」で公表したとおり、SMBCキャピタル・パートナーズとの間で発行条件等について協議を行った結果、本第三者割当増資の決定に至りました。

8月25日付お知らせで公表したとおり、当社は、2021年8月25日付で三井住友銀行及び楽天銀行株式会社とシンジケート方式による総額40億円のコミットメントライン契約の締結についても決議しているところ、本第三者割当増資とコミットメントライン契約により運転資金及び既存事業に係る設備資金とその調達手段を確保し、財務基盤を安定化することで、業績の回復・再成長、中長期的な企業価値の向上に向けた取り組みの基盤を強化いたします。

2. 本第三者割当増資を選択した理由

当社は上記「1. 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のとおり、厳しく不透明な事業環境の中で、運転資金、既存事業及び新規事業に係る設備資金等、当社の資金ニーズに対し、その調達手段を多面的に検討してまいりました。当社は、新規事業に係る設備資金の一部については、普通株式の第三者割当増資を実施して調達しており、運転資金及び既存事業に係る設備資金の一部については、コミットメントライン契約による総額40億円の借入枠を確保することで調達しております。

今回の資金調達については、既存株主の利益に配慮しつつ、運転資金及び既存事業に係る設備資金を確実に調達し早期に財務基盤の安定化を図ることを方針としております。A種優先株式は、普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項が付与されていないことから、既存株式の希薄化を一切生じさせることなく資本金の資金を確実に確保することが可能であることから、上述の方針に適った最善の選択肢であると判断しております。

3. A種優先株式の概要

(1) 優先配当

ある事業年度におけるA種優先株式1株あたり優先配当金の額は、払込金額相当額に9.00%を乗じて算出される額と設定されており、A種優先株主等は、普通株主等に優先して配当を受け取ることができます。なお、ある事業年度において、A種優先株主等への優先配当額が不足した場合、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度の初日（同日を含む。）以降、実際に支払われた日（同日を含む。）まで、年率9.00%で1年毎の複利計算により累積します。また、A種優先株主等は優先配当金及び累積未払優先配当金の合計額を超えて剰余金を受け取ることはできません。

(2) 金銭を対価とする取得請求権

A種優先株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。A種優先株式の発行要項においては、原則として、A種優先株主等は、払込期日以降いつでも、当社に対して金銭を対価としてA種優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「償還請求」といいます。）することができることとされております。但し、本投資契約上、本割当予定先は2027年3月31日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当するときに限り、償還請求を行うことができるものとされています。

A種優先株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額（以下「償還価額」といいます。）はA種優先株式1株当たりの払込金額に、累積未払優先配当金及び償還請求の効力が生じる日を日割計算基準日とする優先配当金日割計算額を加えた金額となります。

(3) 金銭を対価とする取得条項

A種優先株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。当社は、払込期日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下「強制償還日」といいます。）の到来をもって、A種優先株主等の意思に拘わらず、当該強制償還日における分配可能額を限度として、A種優先株主等に対して、償還価額（但し、上記②に記載の償還価額の定義における「償還請求の効力が生じる日」を「強制償還日」と読み替えて計算します。）に相当する金額を交付するのと引換えに、A種優先株式の全部又は一部を取得することができます。但し、本投資契約上、当社は2022年6月10日までの間、金銭を対価とするA種優先株式の取得は行わないこととされています。

(4) 議決権及び譲渡制限

A種優先株式には、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会における議決権が付与されておりません。

また、A種優先株式には譲渡制限条項が付されており、第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の承認を要します。

Ⅲ. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

1. 調達する資金の額

① 払込金額の総額	1,700,000,000円
② 発行諸費用の概算額	98,000,000円
③ 差引手取概算額	1,602,000,000円

(注1) 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 発行諸費用の概算額の内訳は、デュー・デリジェンス対応費用、株主総会関連費用、A種優先株式の価値評価費用、登記関連費用及び弁護士費用等であります。

2. 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
①	既存事業（飲食店支援）の強化に係る設備資金	951	2022年1月～2023年3月
②	運転資金	651	2022年1月～2022年12月

(注) 調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

① 既存事業（飲食店支援）の強化に係る設備資金

当社は、当社顧客である飲食店が新型コロナウイルス感染拡大により厳しい事業環境にある中、飲食店の課題やニーズの変容に即し、新規事業の立ち上げ等によるサービスの拡充に加えて、従来の営業活動や加盟プラン・料金体系の見直しにも取り組むことで、ターゲット顧客の拡大、顧客満足度の向上を図り、加盟飲食店舗数を回復・再拡大することを目指しています。また、当社サイト「ぐるなび」のユーザーインターフェース（UI）や機能・サービスの拡充・改善を継続的に行うことにより「ぐるなび」の利便性・利得性を高めることで、当社サイトの利用者（インターネットユーザー）を拡大し、加盟飲食店への送客力を向上することも加盟飲食店舗数の回復・再拡大にとって重要であると考えております。そこで、本第三者割当増資による調達資金のうち951百万円を、これらの取り組みを推進・加速するための設備資金に充当いたします。

具体的には、当社の受注・請求・顧客管理等に係るバックオフィスシステムの刷新、多様化する顧客やサービスを支える新たなサービスプラットフォームの構築、また「ぐるな

び」サイトのUI改善・機能拡充等に資金を充当する予定です。これらの取り組みは、加盟飲食店やサイト利用者に対するサービス改善に留まらず、当社内における業務プロセス効率化・精度向上にもつながるものであり、中長期的な収益力の強化、ひいては当社企業価値向上に資するものであると考えております。

② 運転資金

当社は8月25日付お知らせで公表した内容及び上記のとおり、既存事業の強化や新規事業の立ち上げにより業績の回復・再成長を図ることとしておりますが、新型コロナウイルス感染症の収束は未だ見通せず、当面の間、営業損失が継続するリスクがあります。このようなリスクが顕在化した場合、本第三者割当増資による調達資金のうち651百万円を人件費や家賃等の運転資金に充当する予定です。なお、かかる営業損失継続のリスクが顕在化せず、手取金の使途に変更が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

IV. 資金使途の合理性に関する考え方

本第三者割当増資は、上記「Ⅲ. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 2. 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり使途に充当することにより、当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えており、本第三者割当増資の資金使途については合理性があると判断しております。

V. 発行条件等の合理性

1. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、本割当予定先との間で本第三者割当増資の方法及び内容に関し真摯に協議を重ねてまいりました。

また、当社は、本第三者割当増資における公正性を期すため、当社及び本割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対してA種優先株式の評価を依頼し、プルータス・コンサルティングより、2021年10月1日付で評価報告書（以下「本評価報告書」といいます。）を取得しております。プルータス・コンサルティングは、A種優先株式の評価手法を検討した結果、一般的な価値算定モデルであるディスカウントキャッシュフロー法を採用し、A種優先株式の発行要項及び本投資契約に定められた諸条件を考慮した上で、一定の前提の下、A種優先株式の評価を行っております。本評価報告書においてA種優先株式の価値は1株あたり509円とされております。

当社は、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果を考慮した上で、本割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねた結果、当社として条件面も含め合理的と判断する

内容で本割当予定先との合意に至り、A種優先株式の払込金額を1株あたり500円と決定いたしました。当社としては、プルータス・コンサルティングによる上記評価結果や、A種優先株式の発行条件が上記「Ⅱ. 募集の目的及び理由 1. 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のと通りの当社の置かれた厳しい事業環境及び財務状況を考慮した上で本割当予定先との間で慎重に交渉・協議を重ねて決定されていること等を総合的に勘案し、A種優先株式の払込金額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しておりますが、A種優先株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な見解があり得ることから、会社法上、A種優先株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であると判断される可能性も完全には否定できないため、株主の皆様意思を確認することが適切であると考え、念のため、本臨時株主総会での会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会の特別決議による承認を得ることを条件としてA種優先株式を発行することといたしました。

2. 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種優先株式を3,400,000株発行することにより、総額17億円を調達いたしますが、上記「Ⅱ. 募集の目的及び理由 1. 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」及び「Ⅲ. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期」に記載のA種優先株式の発行目的及び資金用途に照らすと、A種優先株式の発行数量は合理的であると判断しております。また、A種優先株式は無議決権優先株式であり、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていないことから、既存の株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性はありません。

VI. 割当予定先の選定理由等

1. 本割当予定先の概要

(1) 名称	SMBCCP投資事業有限責任組合1号	
(2) 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
(3) 設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
(4) 組成目的	有価証券の取得等	
(5) 組成日	2020年4月21日	
(6) ファンド総額	-	
(7) 出資者の概要	株式会社三井住友銀行 頭取CEO 高島 誠 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
(8) 業務執行組合員の概要 (無限責任組合員) (General Partner)	名称	株式会社SMBCキャピタル・パートナーズ
	所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 辰巳 聖
	事業内容	企業再生・事業承継等に係る投資業務
	資本金	1億円
(9) 当社と当該ファンドの間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
(10) 当社と業務執行組合員間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注1) 出資の総額及び出資者・出資比率については、本割当予定先より開示を受けていないため、記載しておりません。

(注2) 当社は、本投資契約において、本割当予定先から、本割当予定先及びその無限責任組合員が反社会的勢力との間に何ら関係がないことに関する表明保証を受けております。本割当予定先の業務執行組合員であるSMBCキャピタル・パートナーズは、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下「三井住友フィナンシャルグループ」といいます。）の完全子会社であるところ、当社は三井住友フィナンシャルグループ

が東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンス報告書」（2021年7月13日付）の内部統制システム等に関する事項において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を確認しており、三井住友フィナンシャルグループの完全子会社であるSMBCキャピタル・パートナーズ及びその役員が反社会的勢力とは一切関係がないと判断し、その旨の確認書を東京証券取引所へ提出しております。

2. 本割当予定先を選定した理由

上記「Ⅱ. 募集の目的及び理由 1. 本第三者割当増資に至る経緯及び目的」に記載のとおりです。

なお、当社は、本投資契約において、本割当予定先との間で、当社に対する出資に関する事項について合意しているところ、その概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の遵守事項

当社は、大要、以下の事項等を、本割当予定先に誓約しております。

- ① 当社及び当社の子会社において、一定の事項（定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、特定の既存株主との間の資本業務提携契約の軽微でない変更又は解除若しくは終了、資本金又は準備金の増加又は減少、一定の組織再編行為、株式の分割又は併合、剰余金の配当、一定の資産の取得又は処分等、新規の借入等、倒産処理手続の申立て等、事業計画の変更等）を決定又は実施しようとする場合には、本割当予定先の事前の書面による同意（但し、本割当予定先はかかる承諾を不合理に拒絶又は留保しないものとします。）を取得すること
- ② 当社がA種優先株式の全てをA種優先株式発行要項及び本投資契約に従って取得するまでの間、金融機関から当社に対して本割当予定先が合理的に満足する内容の金融支援が実施されるよう、商業上合理的に可能な範囲内で最大限の努力を尽くすこと
- ③ 当社がA種優先株式の全てをA種優先株式発行要項及び本投資契約に従って取得するまでの間、楽天との事業上の協業が推進されるよう、商業上合理的に可能な範囲内で最大限の努力を尽くすこと
- ④ 本割当予定先に対するA種優先株式に係る剰余金の配当並びに当社の定款、A種優先株式発行要項及び本投資契約に従った当社によるA種優先株式の取得が可能となるよう、分配可能額を確保するため、その時々において、(i) A種優先株式の全てについて当社の定款、A種優先株式発行要項及び本投資契約に従った償還請求が行われたと仮定した場合に、当社がA種優先株式の取得と引換えに交付すべき金額の総額に、(ii) 2027年3月31日までに支払われるべきA種優先株式に係る剰

余金の総額のうちの当該時点における未払額を加算した合計額以上の会社法第461条第2項に定める分配可能額を創出及び維持するとともに、必要な現金を確保すること

- ⑤ 本割当予定先が当社と誠実に協議の上選定する者最大1名の出向を当社と本割当予定先が別途合意する条件に従って受け入れること
- ⑥ 次の各号に該当する場合、本割当予定先と協議の上、本割当予定先が合理的に満足するアドバイザーを起用して、その事態に対する対策を講じること
 - i 2024年3月期における当社の事業年度末時点の連結ベースの当期純損益が赤字になる場合又は赤字になるおそれが高いと見込まれる場合
 - ii 前号のほか、事業計画の重大な未達が発生する具体的なおそれがある場合

(2) 金銭を対価とする取得請求権の行使制限

上記「Ⅱ. 募集の目的及び理由 3. A種優先株式の概要 (2) 金銭を対価とする取得請求権」に記載のとおり、本割当予定先は、2027年3月31日を経過した場合、又はその他の一定の事由に該当するときに限り、A種優先株式について金銭を対価とする取得請求権を行使することができるものとされています。

(3) 金銭を対価とする取得条項の行使制限

上記「Ⅱ. 募集の目的及び理由 3. A種優先株式の概要 (3) 金銭を対価とする取得条項」に記載のとおり、当社は、2022年6月10日までの間、A種優先株式について金銭を対価とする取得条項を行使することができません。

(4) 払込義務の前提条件

大要、以下の事項等が、本割当予定先によるA種優先株式に係る払込義務の履行の前提条件とされています。

- ① 本投資契約上の当社の表明保証が重要な点において真実かつ正確であること
- ② 本投資契約の当社の義務が重要な点において履行又は遵守されていること
- ③ 当社において、(i)本定款変更及び(ii)本第三者割当増資に係る各議案を承認する臨時株主総会決議が適法かつ有効に行われており、これらの決議及び手続が変更又は撤回されることなく維持されていること
- ④ 本資本金等の減少の効力を発生させるために払込みまでに必要な一切の手続が完了していること
- ⑤ 当社が、金融商品取引法その他の法令に基づき、本取締役会決議事項の決議について臨時報告書を提出していること
- ⑥ 司法・行政機関等に対して、本第三者割当増資を制限又は禁止することを求める旨のいかなる申立て、訴訟又は手続も係属しておらず、本第三者割当増資を制限又

は禁止する旨のいかなる司法・行政機関等の判断等も存在しておらず、かつ、その具体的なおそれもないこと。また、当社の株主から、本第三者割当増資について何らの異議等が申し立てられていないこと

- ⑦ 当社グループを当事者とする契約において当該当社グループによる債務不履行事由等が発生しておらず、かつ、当該債務不履行事由等が生じる具体的なおそれもないこと
- ⑧ 本投資契約の締結日以降、重大な悪影響を及ぼす事象が生じておらず、かつ、重大な悪影響を及ぼす事象が生じる具体的なおそれがないこと
- ⑨ (i) 天災・戦争・テロの勃発、(ii) 電気・通信・各種決済システムの不通・障害、(iii) 東京インターバンク市場において発生した円資金貸借取引を行い得ない事由又は(iv) その他本割当予定先の責によらない事由のうちこれにより本第三者割当増資に係るA種優先株式引受け若しくは払込みの実行が不可能若しくは著しく困難となったと本割当予定先が判断するものが生じていないこと

3. 本割当予定先の保有方針

当社は、本割当予定先から、原則としてA種優先株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。またA種優先株式については、普通株式を対価とする取得請求権は設けておらず、本投資契約上、発行後2027年3月31日までの間は原則として、金銭を対価とする取得請求権の行使は行わない旨が定められております。また、A種優先株式は譲渡制限が付されており、第三者に対する譲渡について当社の取締役会による承認が必要とされております。

また、当社は、本割当予定先から、本割当予定先が割当後2年以内に本第三者割当増資により発行されるA種優先株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

4. 本割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は本割当予定先から、本割当予定先がその出資者である三井住友銀行との間の投資事業有限責任組合契約等に基づき、三井住友銀行に対して当該払込みに充てるための出資等を請求できることを口頭で確認し、また三井住友銀行が2021年6月29日に関東財務局長に提出した第18期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）に係る有価証券報告書に記載の現金預け金等の状況を確認すること等により、本割当予定先が本第三者割当増資に係る払込日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

Ⅶ. 募集後の大株主及び持株比率

1. 普通株式

本第三者割当増資前 (2021年10月20日現在)		本第三者割当増資後
楽天グループ株式会社	17.05%	同左
滝 久雄	13.05%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	6.31%	
株式会社 S H I F T	4.15%	
公益財団法人日本交通文化協会	3.42%	
杉原 章郎	2.31%	
小田急電鉄株式会社	2.07%	
東京地下鉄株式会社	1.79%	
滝 裕子	1.55%	
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託 東急株式会社 口)	1.29%	

(注1) 持株比率は発行済株式(自己株式を除く)の総数に対する比率を記載しております。
また、小数点以下第三位を切り捨てて算出しております。

(注2) A種優先株式は、株主総会における議決権がなく、また当社の普通株式を対価とする
取得条項及び取得請求権が付与されていない優先株式であり、当社の普通株式の希薄
化は生じないため、当社の普通株式の持株比率の変更はありません。

2. A種優先株式

本第三者割当増資前 (2021年10月20日現在)	本第三者割当増資後	
該当なし	SMBCCP投資事業有限責任組合1号	100%

以 上

<電磁的方法による議決権行使のお手続きについて>

インターネット等の電磁的方法により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 議決権行使ウェブサイトについて

パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトにて議決権の行使が可能です。

[議決権行使ウェブサイトアドレス] <https://www.net-vote.com/>

議決権の行使期限は、2021年11月29日（月曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めに行使をお願いいたします。

2. インターネット等による議決権行使方法について

[パソコンをご利用の方]

上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

[スマートフォンをご利用の方]

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用QRコード」を読み取りいただくことにより、「ログインID」及び「パスワード」を入力することなく議決権の行使が可能です。なお、一度議決権を行使された後で行使内容を変更される場合は、上記の議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。(QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

3. ログインID及びパスワードのお取扱いについて

- (1) 議決権行使書用紙に記載されている「ログインID」及び「パスワード」は、本株主総会に限り有効です。
- (2) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。大切にお取り扱いください。
- (3) パスワードの再発行をご希望の場合は、後記の専用ダイヤルまでご連絡ください。

4. ご留意事項

- (1) 議決権行使ウェブサイトをご利用の際に発生する費用は、株主様のご負担となります。
- (2) 株主様のインターネット利用環境等によっては、ご利用になれない場合もございます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトは、一部の携帯電話（フィーチャーフォン等）を用いたインターネットではご利用になれませんのでご了承ください。

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、インターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用になれます。

【インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ先】

株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部
[専用ダイヤル] 0120-975-960 (通話料無料)
[受付時間] 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

会場 東宝日比谷ビル 6階 当社会議室
東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

交通 東京メトロ日比谷線・千代田線 日比谷駅A4出口より徒歩2分
JR 有楽町駅日比谷口より徒歩5分
東京メトロ有楽町線 有楽町駅より徒歩6分
都営三田線 日比谷駅A11出口より徒歩6分
東京メトロ丸ノ内線 銀座駅より徒歩6分

